

議題 3

代決報告第14号

平成25年6月12日提出

広島市公民館条例の一部改正に係る議案に対する意見の申出について

広島市公民館条例の一部改正議案（別紙）について、平成25年5月16日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市公民館条例の一部を改正する条例

2 改正理由

段原公民館を移転するため、その位置を改めるとともに、同公民館に新たに大集会室等を設置するため、その使用料を定める必要がある。

3 改正内容

別紙「広島市公民館条例の一部改正議案」及び「新旧対照表」のとおり。

4 施行期日

平成25年11月1日

第 号議案

平成25年6月 日提出

広島市公民館条例の一部改正について

広島市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市公民館条例の一部を改正する条例

広島市公民館条例（昭和24年9月8日広島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1 広島市段原公民館の項中「広島市南区霞一丁目4番9号」を「広島市南区段原山崎二丁目7番4号」に改める。

別表第2 大集会室の項中「広島市戸坂公民館」の右に「、広島市段原公民館」を加え、同表実習室の項中「広島市段原公民館以外の公民館」を「全公民館」に改め、同表和室の項中「及び広島市段原公民館」を削る。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

広島市公民館条例新旧対照表

現 行		改 正	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
広島市青崎公民館	(略)	広島市青崎公民館	(現行に同じ。)
広島市段原公民館	広島市南区霞一丁目4番9号	広島市段原公民館	広島市南区段原山崎二丁目7番4号
広島市大河公民館	(略)	広島市大河公民館	(現行に同じ。)
(略)	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
別表第2 (第6条関係)		別表第2 (第6条関係)	
区分	使用料の額 (1室につき1時間までごとに)	区分	使用料の額 (1室につき1時間までごとに)
ホール	円	ホール	円
(略)	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
大集会室	1,350	大集会室	1,350
広島市中央公民館, 広島市吉島公民館, 広島市戸坂公民館, 広島市大河公民館, 広島市仁保公民館, 広島市楠那公民館, 広島市三篠公民館, 広島市南観音公民館, 広島市己斐公民館, 広島市草津公民館, 広島市古市公民館, 広島市安塚公民館, 広島市大塚公民館, 広島市沼田公民館, 広島市龜山公民館, 広島市安佐公民館, 広島市中野公民館, 広島市船越公民館, 広島市湯来南公民館, 広島市石内公民館, 広島市河内公民館, 広島市八幡公民館, 広島市坪井公民館及び 広島市五日市公民館		広島市中央公民館, 広島市吉島公民館, 広島市戸坂公民館, 広島市段原公民館, 広島市大河公民館, 広島市仁保公民館, 広島市楠那公民館, 広島市三篠公民館, 広島市南観音公民館, 広島市己斐公民館, 広島市草津公民館, 広島市古市公民館, 広島市安塚公民館, 広島市大塚公民館, 広島市沼田公民館, 広島市龜山公民館, 広島市安佐公民館, 広島市中野公民館, 広島市船越公民館, 広島市湯来南公民館, 広島市石内公民館, 広島市河内公民館, 広島市八幡公民館, 広島市坪井公民館及び 広島市五日市公民館	
研修室 会議室	全公民館	研修室 会議室	(略)
広島市中央公民館, 広島市楠・公民館, 広島市佐東公民館, 広島市高陽公民館, 広島市龜山公民館, 広島市安佐公民館, 広島市利松公民館 及び広島市美隅公 民館以外の公民館	(略)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
実習室	広島市段原公民館 以外の公民館	実習室	全公民館
和室	広島市中央公民館 及び広島市段原公 民館以外の公民館	和室	広島市中央公民館 _____ 以外の公民館
	(略)		(現行に同じ。)